

介護保険だより

令和7年9月号

群馬県国民健康保険団体連合会

伝送請求データの取消しについて

本件については、事業所からの問い合わせが多いため請求事務担当者様は、以下の内容について、対応を御確認ください。

伝送請求データを送信した後に、請求データに誤り等があり訂正したい場合は、事業所側で取消し後、再送信していただきます。

取消しが可能な時間帯は、毎月1日から10日の23時30分までです。

なお、国保連合会では請求データを取消することができませんので御注意ください。

給付管理票と居宅サービス事業所の実績額で不一致があった場合の対応について

給付管理票と居宅サービス請求明細書の突合審査の結果、実績単位数に相違があった場合の対応方法などについて、以下のとおりとなります。

1 居宅サービス事業所での対応方法

給付管理票と居宅サービス請求明細書を突合した結果、給付管理票に記載されている実績単位数を超えて請求している場合に、居宅サービス事業所に「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」もしくは「増減単位数通知書」が送付されます。

居宅サービス事業所の請求が返戻などになったことは、居宅介護支援事業所には通知されないため、居宅介護支援事業所へ必ず連絡し相違について御確認ください。

2 居宅介護支援事業所での対応方法

上記1で返戻などがあった場合、居宅サービス事業所から連絡がありますので、国保連合会に提出した給付管理票の内容を御確認ください。

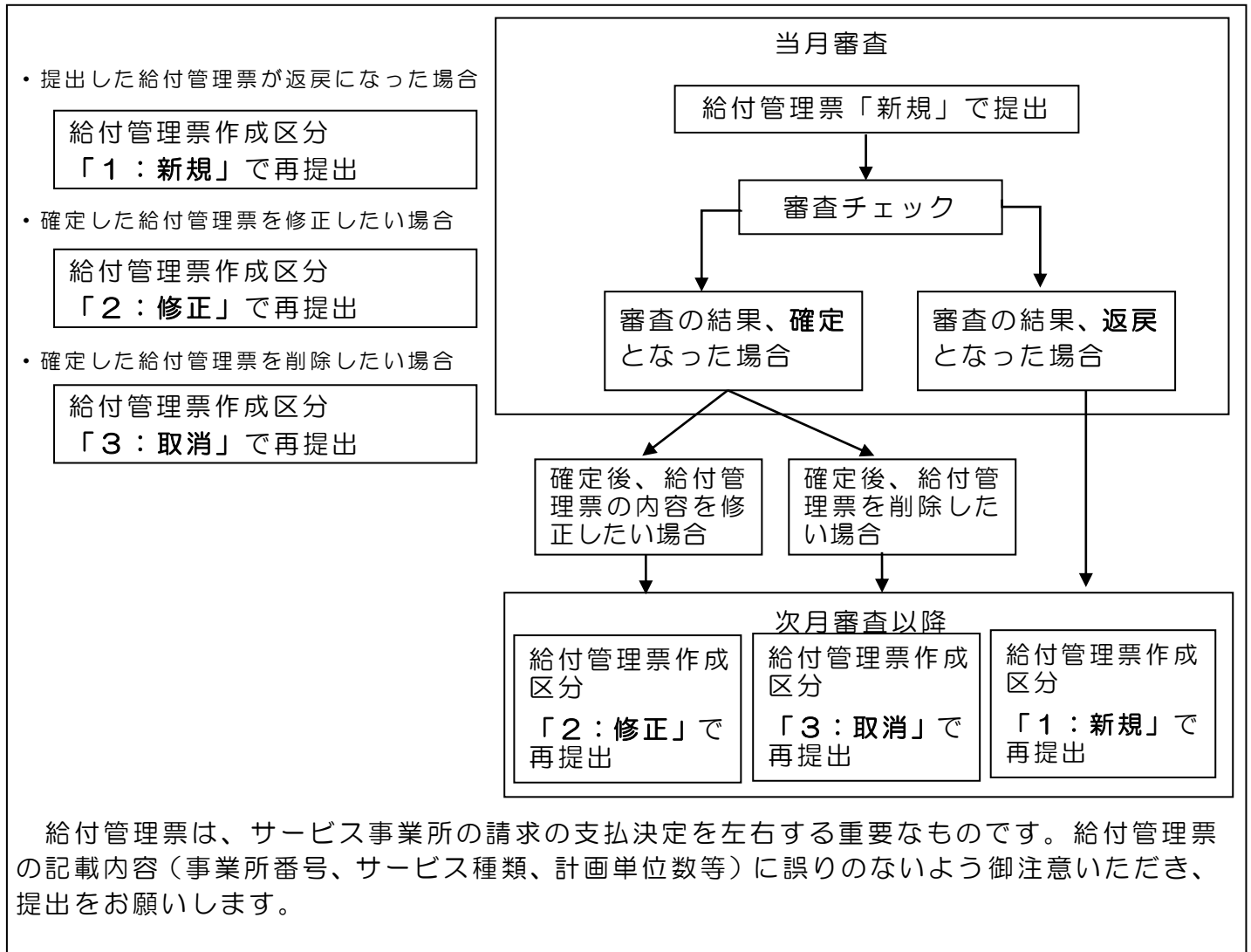
「誤りがないのに返戻などになった」という問い合わせがありますが、国保連合会では、システムで突合審査を実施していますので、給付管理票と居宅サービス請求明細書が一致している場合は返戻などにはすることはありません。必ず相違が発生していますので、事業所番号、サービス種類、計画単位数を改めて御確認ください。

なお、居宅介護支援事業所での確認の結果、給付管理票の内容を修正する必要がある場合は、作成区分を「修正」としたうえで、給付管理票を提出してください。

給付管理票の作成区分について

給付管理票の作成区分には「1：新規」「2：修正」「3：取消」の3つの区分があります。以下の図を参考に処理を行ってください。

【処理フロー図】



お問い合わせ先

〒371-0846

群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8

群馬県市町村会館 2 階

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）

TEL 027-290-1319（直通）

FAX 027-255-5077

受付時間 8：30 ～ 17：15（12：00 ～ 13：00 を除く）

※17：15 以降はお電話をいただいても繋がらないことがあります。

ホームページ <https://www.gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

インターネット



国保連合会